

～仕事も 家庭も 自分も大切に



みんなで いきいき働き続けるために～



母性保障月間(1～2月)にとりくみましょう!!

女性部は、女性教職員がいきいき働き続けることができるよう、様々な労働条件を切り拓いてきました。妊娠中でも、病気がちであっても、幼い子や介護が必要な家族を抱えていても、だれもが安心して働き続けることができる職場であつてこそ、女性も男性も自分らしさを十分に発揮して活躍することができます。

「母性保障」の目的は、男女がともに性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮できる環境づくりをすすめることにあります。この機会にみんなで働き方を見直し、だれもが働きやすい職場環境について語り合ひましょう。

集まれば 元気!
語り合えば 勇気!!

すべての職場で 短時間でも

職場女性部会を開きましょう!!



<具体的なとりくみ>

1. 職場女性部会をひらいて、悩みや困っていることなどを率直に話し合ひましょう。
2. 「生理休暇」の取得をすすめ、必要な人が取りやすくなる工夫等を話し合ひましょう。
3. 「母性保障」についての諸権利等について、号外を利用して学習しましょう。
4. 「母性保障・権利行使アンケート」(個人・職場)にとりくみましょう。
5. 産・育休等で職場を離れている方と連絡を取り、近況などを交流しましょう。

具合の悪いときは療養休暇がとれます

かつては、療養休暇を取得すると年休の繰り越しに影響することがありましたが、現在は制度が変わり、そのようなことはありません。また、30日以内の取得であれば、期末勤勉手当の支給にも関係しません。数時間や数日の療養休暇も、年休と同様に休暇等整理簿への記入により取得できます。

- ・連続して7日をこえる場合は診断書が必要です。
- ・時間単位で取得することができます。
- ・やむを得ない場合は、事後に承認を得ることができます。

家族の看護には看護休暇

- ・対象者は、子(年齢不問)・配偶者・父母・配偶者の父母です。
- ・年5日、中学生までの子が複数の場合は10日。
- ・負傷・疾病による治療、看病、通院等の世話等、中学生までの子なら予防接種や健康診断も可。

短期入院や介護等には短期介護休暇

- ・2週間以上の要介護状態であるとき、申出書を提出して、年5日、複数で10日取得できます。
- ・介護、通院の付き添い、介護サービスを受けるために必要な手続き等に使えます。

